

世田谷区旅館業の業務の適正な運営を確保するための要領

平成30年5月22日

30世保生第953号

(趣旨)

第1条 この要領は、世田谷区における旅館業の業務の適正な運営を確保するために必要な事項について、旅館業法(昭和23年法律第138号。以下「法」という。)、旅館業法施行令((昭和32年政令第152号)、旅館業法施行規則((昭和23年厚生省令第28号)、世田谷区旅館業法施行条例(平成24年3月世田谷区条例第20号)、世田谷区旅館業法施行細則(昭和55年5月世田谷区規則第44号)、旅館業法の運用について(平成27年8月5日27世保生第1562号)及び世田谷区旅館業法施行条例の解釈及び運用上の留意点について(平成24年4月2日23世保生第3815号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 旅館業 法第2条第1項に規定する旅館業をいう。
- (2) 区分所有者 建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号)第2条第2項に規定する区分所有者をいう。
- (3) 管理組合 マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成12年法律第149号)第2条第3号に規定する管理組合をいう。
- (4) 営業者 法第3条の2第1項に規定する営業者をいう。

(施設所有者等の許諾)

第3条 区長は、法第3条第1項の規定による許可の申請があった場合は、当該申請に係る施設について、次の事項を満たしていることを当該申請をした者に確認させるものとする。

- (1) 当該申請をした者が当該申請に係る施設の所有者でない場合にあつては、旅館業を営もうとする施設の所有者等が当該施設を旅館業の用に供することを許諾する意思を有すること。
- (2) 旅館業を営もうとする施設がある建物について、2以上の区分所有者が存する場合にあつては、当該建物の管理組合が当該施設を旅館業の用に供することを許諾する意思を有すること。

(遵守事項)

第4条 区長は、営業者に、旅館業の施設の外壁等公衆の見やすい場所に、施設の名称を掲示させるものとする。

第5条 この要領の施行に関し必要な事項は、世田谷保健所長が別に定める。

附 則

この要領は、平成30年5月22日から施行する。